

○国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則

〔平成17年3月24日
法人規則第13号〕

改正 平成17年法人規則第41号
平成17年法人規則第55号
平成17年法人規則第60号
平成18年法人規則第14号
平成18年法人規則第29号
平成18年法人規則第48号
平成18年法人規則第58号
平成19年法人規則第16号
平成19年法人規則第60号
平成20年法人規則第8号
平成20年法人規則第31号
平成21年法人規則第25号
平成21年法人規則第38号
平成21年法人規則第51号
平成22年法人規則第11号
平成22年法人規則第49号
平成22年法人規則第52号
平成22年法人規則第56号
平成23年法人規則第24号
平成24年法人規則第17号
平成24年法人規則第41号
平成24年法人規則第45号
平成24年法人規則第62号
平成25年法人規則第16号
平成25年法人規則第49号
平成25年法人規則第52号
平成26年法人規則第9号
平成26年法人規則第36号
平成26年法人規則第42号
平成27年法人規則第8号
平成27年法人規則第31号
平成27年法人規則第40号
平成28年法人規則第5号
平成28年法人規則第9号
平成28年法人規則第19号
平成28年法人規則第49号
平成29年法人規則第3号
平成29年法人規則第8号
平成30年法人規則第3号

平成30年法人規則第15号
平成31年法人規則第3号
平成31年法人規則第7号
令和元年法人規則第21号
令和2年法人規則第4号
令和2年法人規則第23号
令和3年法人規則第8号
令和3年法人規則第23号
令和4年法人規則第27号
令和4年法人規則第44号
令和4年法人規則第64号
令和5年法人規則第18号
令和5年法人規則第41号
令和6年法人規則第10号
令和6年法人規則第38号
令和7年法人規則第14号

国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給与総則（第2条－第9条）
- 第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸（第10条－第11条の3）
- 第4章 俸給月額の決定（第12条－第16条の4）
- 第5章 昇給及び降号（第17条－第19条）
- 第6章 給与の調整（第20条－第23条）
- 第7章 手当（第24条－第43条の6）
- 第8章 休業給（第44条）
- 第9章 雑則（第44条の2・第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第66条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して置かれる附属病院に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与総則

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	俸給の調整額		
	休業給		
	管理職手当		
	産業医手当		
	初任給調整手当		
	扶養手当		
	教育研究等連携手当		
住居手当			
手当	通勤手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第32条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	単身赴任手当	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	放射線取扱手当		
	夜間等診療手当		
	夜間等業務手当		
	夜間看護等手当		
	看護職員教育手当		
	極地観測手当		
	時間外勤務手当		
	緊急手術手当		
	緊急診療手当		
	分娩取扱手当		
	母体搬送調整手当		
	周産期医療指導手当		
	妊産婦緊急搬送入院手当		
医療従事者等特別手当			
面接指導実施医師手当			
看護補助者手当			
休日給			
夜勤手当			

期末手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）	
勤勉手当			
期末特別手当			
学位論文指導手当			学位を授与することが決定した月の翌月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
共通科目等担当手当			3月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
特別貢献手当	3月31日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）		

2 前項の規定にかかわらず、附属病院職員就業規則第63条に規定する基本年俸、年俸制教員業績給、年俸制奨励手当及び年俸制教員特別手当の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、前項の規定に準ずる。ただし、附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基本年俸である職員（以下「基本年俸職員」という。）のうち特定の業務を遂行するため雇用される者（以下「特定業務遂行職員」という。）及び満63歳に達した日後の最初の4月1日以降の大学教員の給与は、別に定める。

- (1) 基本年俸 第11条の2に規定する基本年俸額の12分の1の額を第11条の2に規定する基本年俸表に定める基本月額として毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (2) 年俸制教員業績給 第43条の4に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (3) 年俸制奨励手当 第43条の5に規定する額の12分の1の額を毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (4) 年俸制教員特別手当 第43条の6に規定する額を12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。
- (5) 基本年俸職員の俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間等診療手当、緊急手術手当、緊急診療手当、分娩取扱手当、母体搬送調整手当、周産期医療指導手当、妊産婦緊急搬送入院手当、時間外勤務手当、医療従事者等特別手当、夜勤手当、面接指導実施医師手当、看護補助者手当、休日給、学位論文指導手当、共通科目等担当手当及び特別貢献手当の給与の計算期間及び支給日は、前項の規定に準ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、附属病院職員就業規則第63条に規定する基幹年俸の給与の支給日は、次に掲げるとおりとし、給与の計算期間は、第1項の規定に準ずる。

- (1) 基幹年俸の給与のうち第11条の3に規定する年俸基本給表に定める基幹月額 毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）に支給する。
- (2) 基幹年俸の給与のうち第42条の2に規定する業績給手当 6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額、基本年俸表に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から附属病院職員就業規則第50条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、年俸制教員業績給及び年俸制奨励手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第21条、第38条及び第39条から第40条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から

扶養手当を除く。)、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、医療従事者等特別手当、看護補助者手当、基本年俸表に定める基本月額、第43条の4に規定する年俸制教員業績給表に定める基本月額、第43条の5に規定する年俸制奨励手当の額の12分の1の額又は国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成26年法人規則第36号)附則第7項に規定する年俸制奨励手当表に定める基本月額(以下「年俸制奨励手当表等に定める基本月額」という。)及び年俸基本給表に定める基幹月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 俸給月額、基本年俸及び基幹年俸

(俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員(一)俸給表(別表第1)
- (2) 一般職員(二)俸給表(別表第2)
- (3) 教育職員(一)俸給表(別表第3)
- (4) 医療職員(一)俸給表(別表第4)
- (5) 医療職員(二)俸給表(別表第5)
- (6) 指定職員俸給表(別表第6)

- 2 前項の俸給表に定める俸給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(基本年俸)

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

- 2 前項の基本年俸表に定める年俸は、前条第2項の規定を準用することができる。

(基幹年俸)

第11条の3 基幹年俸は、別表第7の2に定める年俸基本給表の級及び号俸に対応する年俸基本給の額並びに第42条の2に規定する業績給手当の額の合計額とする。

2 前項の年俸基本給表に定める年俸は、第11条第2項の規定を準用することができる。

第4章 俸給月額、基本年俸額及び年俸基本給の決定

(俸給月額の決定)

第12条 新たに雇用する職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

(昇格)

第13条 附属病院職員就業規則第10条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(降格)

第14条 附属病院職員就業規則第15条又は第15条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(初任給基準を異にする異動)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(基本年俸額の決定)

第16条の2 新たに雇用する基本年俸職員の基本年俸の額は、その者の業績及び能力を考慮して学長が決定する。

第16条の3 基本年俸の号俸は、前3年度から前年度までの基本年俸表を適用する大学教員の業績評価（以下「年俸制教員業績評価」という。）の結果に基づき、翌年度の4月1日に変更することがある。ただし、特定業務遂行職員には適用しない。

2 基本年俸職員の職に変更が生じた場合は、基本年俸表に定める号俸を変更するものとする。

(年俸基本給の決定)

第16条の4 新たに雇用する職員のうち附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基幹年俸であるもの（以下「基幹年俸職員」という。）の年俸基本給は、第12条から第16条までの規定を準用して算出した額を基礎とし、他の職員との均衡を考慮し、学長が決定する。

第5章 昇給及び降号

(昇給及び降号)

- 第17条 職員(指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員を除く。)の昇給及び降号は、法人規程で定める日に、同日前1年間(大学教員にあっては、同日の属する年度の前年度1年間)におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給又は降号させるか否か及び昇給又は降号させる場合の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸(医療職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職員(二)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの)にあっては、3号俸)とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。
- 3 一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの、年俸基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び55歳(一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。
- 4 大学教員の昇給は、満63歳に達した日後の最初の4月1日を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給及び降号に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 基幹年俸職員の昇給及び降号は、前条の規定を準用し算出した号俸数相当分とする。

第19条 削除

第6章 給与の調整

(休職者の給与)

- 第20条 職員が附属病院職員就業規則第19条第1項第1号の規定により休職にされたときは、次に掲げる場合を除き、給与を支給しない。
- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、給与の全額(労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。
- (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸給の調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の80を支給する。
- 2 職員が附属病院職員就業規則第19条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の60以内を支給することができる。

3 職員が附属病院職員就業規則第19条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の100以内(労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給することができる。

(2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職の期間中、俸給等、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の70以内を支給することができる。

4 職員が附属病院職員就業規則第19条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

(育児短時間勤務者の給与)

第20条の2 職員が附属病院職員就業規則第26条の2の規定により育児短時間勤務をすることになったときは、俸給月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、教育研究等連携手当、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額にそれぞれ算出率(当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を支給する。

第20条の3 削除

(給与の減額及び不支給)

第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、附属病院職員就業規則第38条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則(平成17年法人規則第14号)第15条の規定による特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる。

3 前項の規定により俸給月額、俸給の調整額、基本年俸表に定める基本月額、年俸制教員業績給表に定める基本月額、年俸制奨励手当表等に定める基本月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。

4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

(混合給与が適用される職員の給与の減額)

第21条の2 混合給与が適用される職員が所定の業務を勤務しないときは、第2条第1項に規定する職員については俸給月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当、同条第2項に規定する職員については基本年俸表に定める支給月額、俸給の調整額、管理職手当、産業医手当、初任給調整手当、年俸制教員業績給表に定める基本月額及び年俸制奨励手当表等に定める基本月額、同条第3項に規定する職員については年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額(算出の基礎から扶養手当を除く。)、管理職手当、産業医手当及び初任給調整手当に職員がその勤務しない業務に応じた割合を乗じて得た額を減額して支給する。

(俸給の調整額)

第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額(第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給月額を含む。以下この条において同じ。)及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 前項の規定により俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。

3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表(第16条の2の規定により決定された基本年俸の算出の基礎となっている俸給表を含む。)及び年俸基本給表の職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額(その額が俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(派遣職員の給与)

第23条 職員が附属病院職員就業規則第13条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第11条に該当する場合は、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額及び年俸基本給表に定める基幹月額又は教育研究等連携手当として支給する。

第7章 手当

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第25条 削除

第26条 削除

(産業医手当)

第26条の2 産業医手当は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29条）第5条に規定する産業医に選任された者に支給する。

2 前項の手当額は、月額18,000円とする。

(初任給調整手当)

第27条 初任給調整手当は、教育職員（一）俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるもの（医師免許証又は歯科医師免許証を有する職員に限る。）に支給する。

2 初任給調整手当の月額は、採用又は異動により前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

3 前2項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(扶養手当)

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいい、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

区分	対象者	手当額
第1号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円、一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（第4項において「一般職員（一）9級職員」という。）にあつては、支給しない。）
第3号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号	重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族（一般職員（一）9級職員にあつては、扶養親族たる子に

限る。)がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(教育研究等連携手当)

第29条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額、俸給月額、年俸基本給表に定める基幹月額、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地域	支給割合
茨城県つくば市	100分の15.5

2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第30条 削除

(住居手当)

第31条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分		手当額	
第1号	自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
		ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
		イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号	第33条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

	む。以下同じ。)が居住するための住宅(法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	
--	--	--

2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(通勤手当)

第32条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である職員には支給しない。

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、150,000円を超えることはできない。

区分		手当額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額(以下「運賃等相当額」という。)とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
		使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
		使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円

		使用距離が片道45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
		使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円
第3号	通勤のため交通機関等 を利用し、かつ、自動 車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

備考

この表に規定するもののほか、第1号又は第3号に規定する職員が、法人規程で定める新幹線鉄道等（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。）の利用基準を満たす場合には、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等相当額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を第1号又は第3号の額に加算する。

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務者」という。）であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（単身赴任手当）

第33条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は新たに職員となったこと（国の機関等からの人事交流等を含む。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が1

00キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる事由に該当する場合であって、当該者が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められたときに支給する。

- (1) 診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 職員が、放射線管理区域内において、人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)第3条第5項各号に掲げる業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、同項に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(夜間等診療手当)

第35条 夜間等診療手当は、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)を含む時間又は附属病院職員就業規則第50条に休日として規定されている日(以下「休日として規定されている日」という。)において行われる診療業務に従事したときに支給する。ただし、夜間等診療手当を支給する場合は、第38条の2、第38条の3及び第40条に規定する手当は支給しない。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき20,000円とする。ただし、附属病院長が特に困難と認める業務に従事した場合は、本項の規定により得られる額にその勤務1回につき10,000円を加算した額とする。

(夜間等業務手当)

第35条の2 夜間等業務手当は、医療職員(一)俸給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜を含む時間又は休日として規定されている日において行われる医療技術の

業務に従事したときに支給する。ただし、夜間等業務手当を支給する場合は、第40条に規定する手当は支給しない。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき6,800円とする。

(夜間看護等手当)

第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部について深夜に行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務区分	勤務時間	手当額
準夜	15:45～ 0:30	3,500円
深夜	0:00～ 8:45	4,200円
夜間	15:30～ 9:00	7,100円

- 3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員又は第32条第2項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、前項に定める額に職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

- 4 第1項の規定にかかわらず、附属病院長が別に定める者については、その勤務1回につき、第2項に定める額に勤務の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

勤務区分	勤務時間	手当額
準夜	15:45～ 0:30	1,000円
深夜	0:00～ 8:45	1,000円
夜間	15:30～ 9:00	2,000円

(看護職員教育手当)

第36条の2 看護職員教育手当は、助産師、看護師のうち、附属病院内において臨床実習指導者として新人看護職員教育に従事したとき又は専門認定看護師等の資格を有する者が看護教育に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当は、月額10,000円とする。
3 前2項に定めるもののほか、看護職員教育手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(極地観測手当)

第37条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級	手当額
教育職員（一）俸給表 5 級 年俸基本給表 5 級	4, 1 0 0 円
一般職員（一）俸給表 6 級、5 級及び 4 級 教育職員（一）俸給表 4 級及び 3 級 年俸基本給表 4 級及び 3 級	3, 1 0 0 円
一般職員（一）俸給表 3 級 教育職員（一）俸給表 2 級 年俸基本給表 2 級	2, 4 0 0 円
一般職員（一）俸給表 2 級	2, 0 0 0 円
一般職員（一）俸給表 1 級	1, 9 0 0 円

（時間外勤務手当）

第 3 8 条 時間外勤務手当は、附属病院職員就業規則第 5 3 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間（附属病院職員就業規則第 2 6 条の 2 の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 0 0 を支給する。

2 前項の勤務が深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、深夜の割増として 1 0 0 分の 2 5 を加えた 1 0 0 分の 1 5 0 を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。

（緊急手術手当）

第 3 8 条の 2 緊急手術手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員のうち、専門業務型裁量労働制により勤務するものが、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、次に掲げる緊急の手術又は麻酔の業務に従事したと附属病院長が認めるときに支給する。ただし、緊急手術手当を支給する場合は、第 3 5 条、第 3 8 条、第 3 8 条の 3、第 3 9 条及び第 4 0 条に規定する手当は支給しない。

- (1) 極めて困難な業務に従事したとき。
- (2) 特に困難な業務に従事したとき。
- (3) 困難な業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
前項第 1 号の勤務	2 0, 0 0 0 円
前項第 2 号の勤務	1 2, 0 0 0 円

前項第3号の勤務	6,000円
----------	--------

(緊急診療手当)

第38条の3 緊急診療手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員のうち、専門業務型裁量労働制により勤務するものが、所定の診療時間以外の時間又は休日として規定されている日において、所定のオンコール体制による緊急呼出等を受けて次に掲げる緊急診療の業務に従事したと附属病院長が認めるときに支給する。ただし、緊急診療手当を支給する場合は、第35条、第38条、第38条の2、第39条及び第40条に規定する手当は支給しない。

- (1) 生命の危険のある病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (2) 前号以外の予期しない病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (3) 患者の家族等への診療に関する説明に従事したとき。ただし、休日として規定されている日に従事したときに限る。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
前項第1号の勤務	15,000円
前項第2号の勤務	10,000円
前項第3号の勤務	5,000円

(分娩取扱手当)

第38条の4 分娩取扱手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、分娩に係る業務に従事したと附属病院長が認めるときに支給する。

2 前項の手当の額は、その分娩1件につき、10,000円とする。

(母体搬送調整手当)

第38条の5 母体搬送調整手当は、教育職員（一）俸給表又は医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜を含む時間又は休日として規定されている日において、附属病院長が茨城県から事業委託のあった母体搬送の調整業務の担当を指定した者に支給する。

2 前項の手当の額は、7時間45分の勤務につき、3,400円とする。

(周産期医療指導手当)

第38条の6 周産期医療指導手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が月の初日から末日までの間に、小児科、小児外科、産科又は婦人科において、臨床研修指導に係る業務に従事したと附属病院長が認めるときに支給する。

2 前項の手当の額は、同項に該当することとなった月1月につき10,000円とする。

(妊産婦緊急搬送入院手当)

第38条の7 妊産婦緊急搬送入院手当は、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員及び基幹年俸職員が、緊急搬送された妊産婦の入院受入れに係る業務に従事したと附属病院長が認めるときに支給する。

2 前項の手当の額は、その受入れ1件につき、10,000円とする。

(医療従事者等特別手当)

第38条の8 医療従事者等特別手当は、一般職員(一)俸給表、一般職員(二)俸給表、医療職員(一)俸給表又は医療職員(二)俸給表の適用を受ける職員が、患者に医療サービスを直接提供する業務に従事していると附属病院長が認めたとときに支給する。

- 2 前項の手当は、医療職員(二)俸給表の適用を受ける助産師及び看護師にあつては月額12,000円とし、それ以外の職員にあつては月額4,000円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、医療従事者等特別手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(面接指導実施医師手当)

第38条の9 面接指導実施医師手当は、面接指導実施医師(教育職員(一)俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員(医師免許証を有する職員に限る。以下この項において「医師」という。)であつて、厚生労働省が行う面接指導に必要な知見に係る研修を修了したものをいう。)が、附属病院職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務が原則として1か月について100時間以上になると見込まれる医師に対して行う健康状態等の確認をするための面接指導を実施したと附属病院長が認めたとときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その面接指導1回につき、2,000円とする。

(看護補助者手当)

第38条の10 看護補助者手当は、一般職員(二)俸給表又は年俸基本給表の適用を受ける職員が、看護師長、看護師等の指導の下に行う患者に対する療養生活上の世話、病室内の環境整備その他の看護補助に係る業務に従事していると附属病院長が認めたとときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、月額6,000円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、看護補助者手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(休日給)

第39条 休日給は、附属病院職員就業規則第50条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給する。

- 2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として100分の25を加えた100分の160を休日給として支給する。

(時間外勤務手当及び休日給の特例)

第39条の2 第38条及び前条の規定にかかわらず、附属病院職員就業規則第53条第1項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務(育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務)及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、100分の175)を支給する。

- 2 職員が国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則第18条の2に

規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する60時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第38条第1項に規定する時間外勤務手当(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する時間外勤務手当)又は前条第1項に規定する休日給(その時間が深夜である場合は、同条第2項に規定する休日給)を支給する。

(夜勤手当)

第40条 夜勤手当は、附属病院職員就業規則第52条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を支給する。ただし、前条の規定により休日給が支給されることとなる場合には支給しない。

(期末手当)

第41条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第43条までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは附属病院職員就業規則第72条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡(以下「退職等」という。)した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職等した職員にあつては、退職等の日現在。以下この条から第43条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額(次項及び第4項に規定する額を含む。)に100分の100分の125(別表第13に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表(1)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 別表第12に定める職員にあつては、俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。

4 特定幹部職員にあつては、前項に規定する額に、俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)に別表第13の職種に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を第2項に規定する合計額に加算して得た額とする。

5 前4項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(勤勉手当)

第42条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員、基本年俸職員及び基幹年俸職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 大学教員にあっては、第1項中の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(業績給手当)

第42条の2 業績給手当は、基準日にそれぞれ在職する基幹年俸職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した基幹年俸職員についても同様とする。

2 業績給手当の額は、それぞれの基準日現在において前条及び第41条の規定を準用して算出した額の合計額とする。

3 前項の場合において、前条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成

績」とあるのは、「基準日の属する年度の前々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間におけるその者の勤務成績」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第43条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職員俸給表の適用を受ける職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職等した職員で指定職員俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）及び教育研究等連携手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額（育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額）に100分の25を乗じて得た額（附属病院職員就業規則第19条の規定により休職にされている者（第20条第1項第1号の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員に限る。）を加算した額を基礎として100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第41条第2項の表（1）に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において附属病院職員就業規則第95条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(学位論文指導手当)

第43条の2 学位論文指導手当は、筑波大学の大学院の学生1人につき主として指導した大学教員1人及び副として指導した大学教員2人までに対して、課程博士の学位を授与することが決定した場合に限り支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の手当額は、それぞれ主として指導した大学教員には60,000円、副として指導した大学教員には20,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、学位論文指導手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(共通科目等担当手当)

第43条の3 共通科目等担当手当は、法人の大学教員のうち、学群及び大学院の授業担当並びに全学共通科目等及び大学院共通科目の授業担当の負担が顕著な場合に限り、授業科目数、単位数等の条件を総合的に考慮のうえ、支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の手当額は、60,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、共通科目等担当手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(特別貢献手当)

第43条の3の2 特別貢献手当は、一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めたときに限り、支給する。

2 前項の手当の額は、学長が決定する。

3 前2項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給に係る基準その他の特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、教育、研究その他の各分野を所掌する副学長が別に定める。

4 副学長が前項の基準等を定め、又は改廃する場合は、学長の承認を得なければならない。

(年俸制教員業績給)

第43条の4 年俸制教員業績給は、年俸制教員業績評価の対象となる教員（以下「年俸制教員業績評価対象教員」という。）が定年退職（図書館情報大学から筑波大学に移行した者以外の者は、満63歳に達した日以後の最初の3月31日に退職）又は任期満了退職（以下「定年退職等」という。）したものとみなした場合の定年退職等による退職金相当額と年俸制教員業績評価対象教員となった日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に自己都合退職したものとみなした場合の自己都合による退職金との差を年俸制切替日から定年退職等までの月数で除した額（以下「退職金差額」という。）に応じて別表第14に定める年俸制教員業績給表の号に対応する額を年俸制教員業績評価対象教員に年額で支給する。ただし、新たに職員となった者については、定年退職等時に見込まれる退職金相当額を、定年退職等までの月数で除して算出した額に次の額を加えた額を年俸制教員業績給とする。

- (1) 助教 500,000円
- (2) 講師 600,000円
- (3) 准教授 700,000円
- (4) 教授 900,000円

2 前項に定める年俸制教員業績評価対象教員に適用する年俸制教員業績給表の号は、毎年4月1日に前年度における年俸制教員業績評価の結果に応じた号数に変更することができる。なお、年俸制教員業績評価の結果に応じた号の変更は、次のとおりとする。

- (1) 年俸制教員業績評価の総合評価が極めて優秀である教員 10号上位
- (2) 年俸制教員業績評価の総合評価が特に優秀である教員 6号上位
- (3) 年俸制教員業績評価の総合評価が優秀である教員 4号上位
- (4) 年俸制教員業績評価の総合評価が標準を下回る教員 6号下位

3 附属病院職員就業規則第95条の懲戒及び同規則第98条の訓告等の処分があった場合の年俸制教員業績給の額は、別に定める。

(年俸制奨励手当)

第43条の5 年俸制奨励手当は、新たに職員となったもののうち、年俸制教員業績評価対象教員に、年額144,000円を支給する。

(年俸制教員特別手当)

第43条の6 年俸制教員特別手当は、年俸制教員業績評価対象教員に、年俸制教員業績評価のうち教育及び研究の領域において優れた評価を得た者に対し、別表第15に定める年俸制教員特別手当表の区分に対応する額を年額で支給する。

第8章 休業給

(休業給)

第44条 職員が附属病院職員就業規則第31条に規定する研修休業又は附属病院職員就業規則第32条に規定する海外教育研究活動休業（以下「休業」という。）となった場合には、休業給を次に掲げるとおり支給する。

- (1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）を支給する。
- (2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額（職員負担分）に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

第9章 雑則

(この法人規則により難い場合の措置)

第44条の2 特別の事情によりこの法人規則の規定によることができない場合又はこの法人規則の規定によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第45条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則（平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。）第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

- 3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額（期間を含む。）と同一とする。

(俸給の調整額)

- 4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則9-6附則（平成7年10月25日人事院規則9-6-25）相当の額の適用を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のおりとする。

(扶養手当等)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第28条に規定する扶養手当、第31

条に規定する住居手当、第32条に規定する通勤手当及び第33条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

(調整手当の異動保障)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第29条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(期末手当等の在職期間)

7 承継職員の第41条第2項に規定する期末手当、第42条第2項に規定する勤勉手当及び第43条第2項に規定する期末特別手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含めるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第41条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

9 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第42条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

10 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第43条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

11 平成22年12月に支給する期末手当に関する第41条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

12 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第42条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

13 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する第43条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

(定年年齢の引上げに伴う経過措置)

14 次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額、当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 一般職員(一) 俸給表
- (2) 一般職員(二) 俸給表
- (3) 医療職員(一) 俸給表
- (4) 医療職員(二) 俸給表

- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 附属病院職員就業規則第5条の規定により期間を定めて採用される職員のうち、同規則第25条に規定する産前産後休業又は同規則第26条に規定する育児休業を取得している職員に代わり臨時的に任用される職員
 - (2) 附属病院職員就業規則第15条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢制の特例(附則第18項において「管理監督職勤務上限年齢制の特例」という。)により引き続き管理監督職にある職員
- 16 附属病院職員就業規則第15条の2の規定により非管理監督職へ降任(附則第18項において「非管理監督職へ降任」という。)した職員であって、当該非管理監督職へ降任した日(以下この項において「降任日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(附則第17項において「俸給月額差額相当額」という。)を俸給月額として支給する。
- 17 前項の規定による俸給月額差額相当額と当該俸給月額差額相当額を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 18 前2項の規定は、管理監督職勤務上限年齢制の特例により引き続き管理監督職にある職員が非管理監督職へ降任した場合について準用する。
- 19 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第22条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。
- 20 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第27条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則 (平17.4.28法人規則41号)

この法人規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平17.9.29法人規則55号)

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、同年8月24日から適用する。
- 2 平成17年度における新規則第32条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第4条第1項本文」とあるのは「附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「12で除して得た額」とあるのは「7で除して得た額」と、「12を乗じて得た額」とあるのは「7を乗じて得た額」とする。

とする。

附 則（平17.11.24法人規則60号）

この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則14号）

（施行期日）

1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員（一）俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
一般職員（二）俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

（号俸の切替え）

3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号。以下「附属病院職員給与規則」という。）別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

イ 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1			1	1	5	1	1	1	1
	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1

2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13

	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	

	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未滿			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
2 4	3 月未滿			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未滿			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
2 5	3 月未滿			97	73	101					
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102					
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103					
	9 月以上 12 月未滿			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
2 6	3 月未滿			101	75	105					
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106					
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107					

	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							
梓外1	3月未滿				85	109	89	77	69	53	
	3月以上6月未滿				85	110	90	78	70	54	
	6月以上9月未滿				86	111	91	79	71	55	
	9月以上12月未滿				86	112	92	80	72	56	
	12月以上				87	113	93	81	73	57	
梓外2	3月未滿				87			81	73	57	
	3月以上6月未滿				87			82	74	58	
	6月以上9月未滿				88			83	75	59	
	9月以上12月未滿				88			84	76	60	

	12 月以上				89			85	77	61	
枠外 3	3 月未満				89						
	3 月以上 6 月未満				90						
	6 月以上 9 月未満				91						
	9 月以上 12 月未満				92						
	12 月以上				93						
枠外 4	3 月未満				93						
	3 月以上 6 月未満				94						
	6 月以上 9 月未満				95						
	9 月以上 12 月未満				96						
	12 月以上				97						
枠外 5	3 月未満				97						
	3 月以上 6 月未満				98						
	6 月以上 9 月未満				99						
	9 月以上 12 月未満				100						
	12 月以上				101						
枠外 6	3 月未満				101						
	3 月以上 6 月未満				102						
	6 月以上 9 月未満				103						
	9 月以上 12 月未満				104						
	12 月以上				105						
枠外 7	3 月未満				105						
	3 月以上 6 月未満				106						
	6 月以上 9 月未満				107						
	9 月以上 12 月未満				108						
	12 月以上				109						
枠外 8	3 月未満				109						
	3 月以上 6 月未満				109						
	6 月以上 9 月未満				110						
	9 月以上 12 月未満				110						
	12 月以上				111						
枠外 9	3 月未満				111						
	3 月以上 6 月未満				111						
	6 月以上 9 月未満				112						
	9 月以上 12 月未満				112						
	12 月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		1		1	1	5	1

	3月以上6月未滿		1	1	6	1	1
	6月以上9月未滿		1	1	7	1	1
	9月以上12月未滿		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未滿	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未滿	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未滿	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未滿	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14

	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	39	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17
1 0	3 月未滿	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	43	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	48	28	24
	12 月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	52	32	28
	12 月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47

	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	

	12 月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
2 9	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
3 0	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
3 1	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
3 2	3 月未滿	121	121				
	3 月以上 6 月未滿	121	122				
	6 月以上 9 月未滿	121	123				
	9 月以上 12 月未滿	121	124				
	12 月以上	121	125				
3 3	3 月未滿		125				
	3 月以上 6 月未滿		126				
	6 月以上 9 月未滿		127				
	9 月以上 12 月未滿		128				
	12 月以上		129				

枠外 1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上12月未満		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
枠外 2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上12月未満		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
枠外 3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上12月未満			108			
	12月以上			109			
枠外 4	3月未満			109			
	3月以上6月未満			109			
	6月以上9月未満			110			
	9月以上12月未満			110			
	12月以上			111			

ハ 教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1

	6 月以上 9 月未滿	11	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	13	5	1
5	3 月未滿	13	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	17	9	1
6	3 月未滿	17	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	21	13	5
7	3 月未滿	21	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	25	17	9
8	3 月未滿	25	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	29	21	13
9	3 月未滿	29	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	33	25	17
1 0	3 月未滿	33	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	37	29	21
1 1	3 月未滿	37	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	41	33	25
1 2	3 月未滿	41	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	35	27

	9月以上12月未滿	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
1 3	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
1 4	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
1 5	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
1 6	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
1 7	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
1 8	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
1 9	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
2 0	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60

	12 月以上	77	77	77	69	61
2 1	3 月未滿	77	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	81	73	65
2 2	3 月未滿	81	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
2 3	3 月未滿	85	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73
2 4	3 月未滿	89	89	89	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84	
	12 月以上	93	93	93	85	
2 5	3 月未滿	93	93	93	85	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88	
	12 月以上	97	97	97	89	
2 6	3 月未滿	97	97	97	89	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92	
	12 月以上	101	101	101	93	
2 7	3 月未滿	101	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104		
	12 月以上	105	105	105		
2 8	3 月未滿	105	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108		
	12 月以上	109	109	109		

2 9	3 月未滿	109	109			
	3 月以上 6 月未滿	110	110			
	6 月以上 9 月未滿	111	111			
	9 月以上 12 月未滿	112	112			
	12 月以上	113	113			
3 0	3 月未滿	113	113			
	3 月以上 6 月未滿	114	114			
	6 月以上 9 月未滿	115	115			
	9 月以上 12 月未滿	116	116			
	12 月以上	117	117			
3 1	3 月未滿	117	117			
	3 月以上 6 月未滿	118	118			
	6 月以上 9 月未滿	119	119			
	9 月以上 12 月未滿	120	120			
	12 月以上	121	121			
3 2	3 月未滿	121	121			
	3 月以上 6 月未滿	122	122			
	6 月以上 9 月未滿	123	123			
	9 月以上 12 月未滿	124	124			
	12 月以上	125	125			
3 3	3 月未滿	125	125			
	3 月以上 6 月未滿	126	126			
	6 月以上 9 月未滿	127	127			
	9 月以上 12 月未滿	128	128			
	12 月以上	129	129			
3 4	3 月未滿	129	129			
	3 月以上 6 月未滿	130	130			
	6 月以上 9 月未滿	131	131			
	9 月以上 12 月未滿	132	132			
	12 月以上	133	133			
3 5	3 月未滿	133				
	3 月以上 6 月未滿	134				
	6 月以上 9 月未滿	135				
	9 月以上 12 月未滿	136				
	12 月以上	137				
3 6	3 月未滿	137				
	3 月以上 6 月未滿	138				
	6 月以上 9 月未滿	139				
	9 月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
3 7	3 月未滿	141				

	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				
枠外1	3月未満	149	133	109	93	73
	3月以上6月未満	150	134	110	94	74
	6月以上9月未満	151	135	111	95	75
	9月以上12月未満	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
枠外2	3月未満	153	137	113	97	77
	3月以上6月未満	154	138	114	98	78
	6月以上9月未満	155	139	115	99	79
	9月以上12月未満	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
枠外3	3月未満	157	141	117	101	81
	3月以上6月未満	157	141	117	101	81
	6月以上9月未満	157	141	117	101	81
	9月以上12月未満	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1

	9月以上12月未滿	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24

	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	

2 0	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
2 3	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
2 4	3月未滿		89	89	85			
	3月以上6月未滿		90	90	86			
	6月以上9月未滿		91	91	87			
	9月以上12月未滿		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
2 5	3月未滿		93	93	89			
	3月以上6月未滿		94	94	90			
	6月以上9月未滿		95	95	91			
	9月以上12月未滿		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
2 6	3月未滿		97	97	93			
	3月以上6月未滿		98	98	94			
	6月以上9月未滿		99	99	95			
	9月以上12月未滿		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
2 7	3月未滿		101	101	97			
	3月以上6月未滿		102	102	98			
	6月以上9月未滿		103	103	99			
	9月以上12月未滿		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
2 8	3月未滿		105	105				

	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				
枠外1	3月未満				101	81		49
	3月以上6月未満				102	82		50
	6月以上9月未満				103	83		51
	9月以上12月未満				104	84		52
	12月以上				105	85		53

ホ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1

	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28

	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3 月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	

2 1	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
2 3	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
2 4	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
2 5	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
2 6	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
2 7	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
2 8	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
2 9	3月未滿	109	109	109				

	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
3 3	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
3 4	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
3 5	3 月未滿	133	133					
	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
3 6	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
3 7	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					

	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						
枠外1	3月未満	161	149	121	105	85		
	3月以上6月未満	162	150	122	106	86		
	6月以上9月未満	163	151	123	107	87		
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88		
	12月以上	165	153	125	109	89		
枠外2	3月未満	165			109	89		
	3月以上6月未満	166			110	90		
	6月以上9月未満	167			111	91		
	9月以上12月未満	168			112	92		
	12月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。

6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

（経過措置に係る給与の算出基礎）

8 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る附属病院職員給与規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項から第4項、第42条第2項並びに第43条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

（平成22年3月31日までの間における特例）

9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる附属病院職員給与規則の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

（俸給の調整額に関する経過措置）

10 第22条の規定により俸給月額の調整を行う職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

11 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の附属病院職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員

当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規

定を適用した場合に同日にその者に適当されることとなる調整基本額
(派遣職員の給与に関する経過措置)

- 12 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

(平成24年3月31日までの間における第29条の規定による地域手当の支給割合)

- 13 平成24年3月31日までの間における第29条に定める地域手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

地 域	支給割合
茨城県つくば市	100分の10

附 則(平18.4.27法人規則29号)

この法人規則は、平成18年4月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平18.10.26法人規則48号)

この法人規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平18.11.27法人規則58号)

この法人規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平19.3.22法人規則16号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第24条の規定による管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額(この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその者が受けていた管理職手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)をいう。以下この項において同じ。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第29条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分

の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

附 則 (平19.12.20法人規則60号)

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条の改正規定 平成19年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定するものをいう。)されている職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則 (平20.3.13法人規則8号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

(育児短時間勤務者に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置)
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第13号。以下「新規則」という。)第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成18年法人規則第14号。以下「平成18年改正規則」という。)附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成19年法人規則第16号。以下「平成19年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給する管理職手当額の額(以下「俸給月額差額等」という。)は、俸給月額差額等にそれぞれ新規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。

(管理職手当の特例)

- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第13号)第24条に規定する管理職手当(以下「改正前の管理職手当」という。)の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者で、施行日に異動又は採用となった者の管理職手当の額については、改正前の管理職手当又は管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる範囲内において、任命権者が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平20.8.12法人規則31号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平21.3.26法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則第26条の規定により専攻長手当の支給を受けていた職員については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平21.5.28法人規則38号）

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平21.11.26法人規則51号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第29条第1項、第41条第2項から第4項まで、第42条第2項並びに第43条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平22.3.25法人規則11号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.9.30法人規則49号）

この法人規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平22.11.29法人規則52号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平 2 2. 1 2. 2 2 法人規則 5 6 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成 1 8 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に 1 0 0 分の 9 9. 5 9 の割合を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成 1 8 年 3 月 3 1 日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前 3 項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第 2 条、第 7 条第 1 項、第 2 0 条第 1 項第 2 号、第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 第 1 項、第 2 1 条第 2 項及び第 3 項、第 2 3 条、第 2 9 条第 1 項、第 2 9 条の 2 第 1 項、第 4 1 条第 2 項から第 4 項まで、第 4 2 条第 2 項並びに第 4 3 条第 2 項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平 2 3. 3. 2 4 法人規則 2 4 号）

この法人規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 4. 3. 2 9 法人規則 1 7 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 この法人規則の施行の日の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則第 2 4 条の規定により管理職手当の支給を受けていた職員については、権衡上必要と認められる範囲内において、当分の間、改正後の第 2 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 3 平成 1 8 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に 1 0 0 分の 9 9. 1 の割合を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給し、平成 2 6 年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 4 平成 1 8 年 3 月 3 1 日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められ

るときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

- 5 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 6 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条、第29条第1項、第41条第2項から第4項まで、第42条第2項並びに第43条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則 (平24.5.31法人規則41号)

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

(俸給月額の特例)

- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額の支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第14号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割合
一般職員 (一) 俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員 (二) 俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員 (一) 俸給表	5級	100分の9.77
	3級及び4級	100分の7.77
	2級	100分の4.77
医療職員 (一) 俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員 (二) 俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
指定職俸給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第56号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額の支給に当たっては、前項の規定を適用する。

- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第20条の3第1項、第21条第2項及び第3項、第23条並びに第29条第1項の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。

- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 6 平成26年3月31日までの間、第41条第2項から第4項まで、第42条第2項及び第43条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

附 則 (平24.5.31法人規則45号)

(施行期日等)

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 第29条の2の規定は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
(診療特別勤務手当の経過措置)
- 3 第29条の2第2項の規定にかかわらず、診療特別勤務手当の支給に当たっては、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては第29条の2第2項の表に定める手当額に0.7を乗じて得た額とする。

附 則 (平24.12.25法人規則62号)

この法人規則は、平成24年12月26日から施行する。

附 則 (平25.3.28法人規則16号)

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平25.11.28法人規則49号)

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平25.11.28法人規則52号)

この法人規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平26.3.27法人規則9号)

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26.11.27法人規則36号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
(基本年俸の在職者の特例)
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)第2条第2項に規定される職員のうち年俸制切替日の前日から在職する職員で年俸制切替日に年俸制教員業績評価対象教員となった者(以下「年俸制切替者」という。)の新規則第11条の2の基本年俸は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第10条の俸給月額、新規則第29条の教育研究等連携手当、新規則第41条の期末手当及び新規則第43条の期末特別手当の合計額(以下「切替日前日の基本年額」という。)に対応する別表第7に定める基本年俸の直

近下位の号俸に対応する額を年額で支給する。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、基本年俸表の額が切替日前日の基本年額に達しない場合は、当分の間、基本年俸表の額と切替日前日の基本年額の差を支給する。

(年俸制教員業績給の在職者の特例)

- 4 年俸制切替者の新規則第43条の4の年俸制教員業績給は、新規則第43条の4の額と切替日の前日の1年前に国立大学法人筑波大学附属病院職員の手当に関する規程（平成17年法人規程第16号）第40条第1項第3号から第7号の割合で支給されていた勤勉手当の合計額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号俸に対応する額を年額で支給する。

- 5 前項に規定される職員で、新規則第43条の4の規定のとおり退職金差額を含んだ年俸制教員業績給を支給することにより、年俸制教員業績給表の最高の号から上位10号までの号となった場合及び最高の号を超えることとなる場合は、新規則第43条の4の規定にかかわらず、年俸制教員業績給から退職金差額分を除いた額に対応する別表第14に定める年俸制教員業績給表の直近上位の号俸に対応する額を年額で支給する。

(年俸制教員業績給（退職金差額相当分）の支給)

- 6 前項の職員には、新規則第43条の4に規定する退職金差額に相当する給与を年俸制教員業績給（退職金差額相当分）として年額で支給する。

(年俸制奨励手当の在職者の特例)

- 7 年俸制切替者の新規則第43条の5の年俸制奨励手当は、年俸制切替日の前日に支給されている新規則第28条の扶養手当、新規則第31条の住居手当及び新規則第33条の単身赴任手当の合計額に対応する附則別表に定める年俸制奨励手当表の直近上位の号に対応する額を年額で支給する。

附則別表 年俸制奨励手当表（附則第7項関係）

号	手当額	基本月額
1	12,000	1,000
2	24,000	2,000
3	36,000	3,000
4	48,000	4,000
5	60,000	5,000
6	72,000	6,000
7	84,000	7,000
8	96,000	8,000
9	108,000	9,000
10	120,000	10,000
11	132,000	11,000
12	144,000	12,000
13	156,000	13,000
14	168,000	14,000
15	180,000	15,000
16	192,000	16,000
17	204,000	17,000

18	216,000	18,000
19	228,000	19,000
20	240,000	20,000
21	252,000	21,000
22	264,000	22,000
23	276,000	23,000
24	288,000	24,000
25	300,000	25,000
26	312,000	26,000
27	324,000	27,000
28	336,000	28,000
29	348,000	29,000
30	360,000	30,000
31	372,000	31,000
32	384,000	32,000
33	396,000	33,000
34	408,000	34,000
35	420,000	35,000
36	432,000	36,000
37	444,000	37,000
38	456,000	38,000
39	468,000	39,000
40	480,000	40,000
41	492,000	41,000
42	504,000	42,000
43	516,000	43,000
44	528,000	44,000
45	540,000	45,000
46	552,000	46,000
47	564,000	47,000
48	576,000	48,000
49	588,000	49,000
50	600,000	50,000
51	612,000	51,000
52	624,000	52,000
53	636,000	53,000
54	648,000	54,000
55	660,000	55,000
56	672,000	56,000
57	684,000	57,000
58	696,000	58,000

59	708,000	59,000
60	720,000	60,000
61	732,000	61,000
62	744,000	62,000
63	756,000	63,000
64	768,000	64,000
65	780,000	65,000
66	792,000	66,000
67	804,000	67,000
68	816,000	68,000
69	828,000	69,000
70	840,000	70,000
71	852,000	71,000
72	864,000	72,000
73	876,000	73,000
74	888,000	74,000
75	900,000	75,000
76	912,000	76,000
77	924,000	77,000
78	936,000	78,000
79	948,000	79,000
80	960,000	80,000
81	972,000	81,000
82	984,000	82,000
83	996,000	83,000
84	1,008,000	84,000
85	1,020,000	85,000
86	1,032,000	86,000
87	1,044,000	87,000
88	1,056,000	88,000
89	1,068,000	89,000
90	1,080,000	90,000
91	1,092,000	91,000
92	1,104,000	92,000
93	1,116,000	93,000
94	1,128,000	94,000
95	1,140,000	95,000
96	1,152,000	96,000
97	1,164,000	97,000
98	1,176,000	98,000
99	1,188,000	99,000

100	1,200,000	100,000
101	1,212,000	101,000
102	1,224,000	102,000
103	1,236,000	103,000
104	1,248,000	104,000
105	1,260,000	105,000
106	1,272,000	106,000
107	1,284,000	107,000
108	1,296,000	108,000
109	1,308,000	109,000
110	1,320,000	110,000
111	1,332,000	111,000
112	1,344,000	112,000
113	1,356,000	113,000
114	1,368,000	114,000
115	1,380,000	115,000
116	1,392,000	116,000
117	1,404,000	117,000
118	1,416,000	118,000
119	1,428,000	119,000
120	1,440,000	120,000
121	1,452,000	121,000
122	1,464,000	122,000
123	1,476,000	123,000
124	1,488,000	124,000
125	1,500,000	125,000

附 則（平26.12.18法人規則42号）

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条の改正規定 平成26年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成26年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成26年4月2日から平成26年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則によ

り支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則 (平 2 7 . 3 . 2 6 法人規則 8 号)
(施行日)

- 1 この法人規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間、施行日前の俸給月額 (国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則 (平成 2 2 年法人規則第 5 6 号) 附則第 6 項に掲げる表の職務の級以上の者 (以下この項において「特定職員」という。) にあつては、5 5 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日 (特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日) 以後、当該額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて得た額) を俸給として支給する。
- 3 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き俸給表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
(経過措置に係る給与の算出基礎)
- 5 前 3 項の規定による俸給を支給される職員に係る改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則 (第 8 項において「新規則」という。) 第 2 条、第 7 条第 1 項、第 2 0 条第 1 項第 2 号、第 2 0 条の 2、第 2 1 条第 2 項及び第 3 項、第 2 1 条の 2、第 2 3 条、第 2 9 条第 1 項、第 4 1 条第 2 項から第 4 項まで、第 4 2 条第 2 項並びに第 4 3 条第 2 項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。
(満 6 3 歳に達した日後の大学教員の平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの給与の特例)
- 6 改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則第 2 0 条の 3 に規定する満 6 3 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降の大学教員に対する平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの給与は、当該職員の第 2 項に規定する俸給に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、任命権者が教育研究上特に顕著な業績を有すると認めた大学教員にあつては、給与の全額を支給する。
- 7 前項に該当した大学教員に係る教育研究等連携手当、時間外勤務手当及び休日給の額を算出する基礎には、前項の規定を適用する。
- 8 第 6 項に該当した大学教員に係る管理職手当の額を算出するに当たっては、新規則第 2 4 条に規定する額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額に相当する額とする。
- 9 大学教員が国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則 (平成 1 7 年法人規則第 1 2 号) 第 6 8 条第 1 項の規定に基づき定年延長されたときは、給与の全額を支給する。

附 則 (平 2 7 . 5 . 2 8 法人規則 3 1 号)
この法人規則は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平27.9.24法人規則40号）

この法人規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28.2.18法人規則5号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条の規定 平成27年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成27年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平28.2.18法人規則9号）

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規則19号）

- 1 この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日の前日から、引き続き雇用されるテニユアトラック制助教及び外国語教育等担当外国人教員（以下「テニユアトラック助教等」という。）のうち、退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、改正後の筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の第43条の4の規定に関わらず、改正前の筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の第43条の4を適用するものとする。
- 3 この法人規則の施行の日までに労働条件を示して採用を予定しているテニユアトラック助教等で退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない場合は、新規則の第43条の4の規定に関わらず、旧規則の第43条の4を適用するものとする。

附 則（平28.10.25法人規則49号）

この法人規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平29年1月26日法人規則3号）

- 1 この法人規則は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条、第43条の規定 平成28年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平 2 9 . 3 . 2 3 法人規則 8 号）

（施行日）

1 この法人規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

2 平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第 2 8 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
第 1 号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	1 0 , 0 0 0 円	6 , 5 0 0 円	6 , 5 0 0 円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの（以下「一般職員（一）8 級以上職員等」という。）にあつては、3 , 5 0 0 円）
第 2 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子	1 人につき 8 , 0 0 0 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 1 0 , 0 0 0 円）	1 人につき 1 0 , 0 0 0 円	1 人につき 1 0 , 0 0 0 円
第 3 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫	1 人につき 6 , 5 0 0 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9 , 0 0 0 円）	1 人につき 6 , 5 0 0 円	1 人につき 6 , 5 0 0 円（一般職員（一）8 級以上職員等にあつては、3 , 5 0 0 円）
第 4 号	満 6 0 歳以上の父母及び祖父母			
第 5 号	満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある弟妹			
第 6 号	重度心身障害者			

3 平成 2 9 年度における新規則第 2 8 条第 4 項の規定の適用については、なお、従前の例による。

- 4 平成30年度及び平成31年度における新規則第28条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日前において受けていた俸給月額（平成22年法人規則第56号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
(俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎)
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第21条の2、第23条、第29条第1項、第41条第2項から第4項まで、第42条第2項並びに第43条第2項の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平30. 1. 25 法人規則3号）

- 1 この法人規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条及び第43条の規定 平成29年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平30. 3. 22 法人規則15号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 24 法人規則3号）

- 1 この法人規則は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第42条及び第43条の規定 平成30年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平31.1.24法人規則7号）

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規則21号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、目次（第5章に係る部分に限る。）、第5章の章名、第17条第1項、第2項及び第6項、第42条第3項及び第4項並びに第42条の2第3項の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条及び第4条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻長及び学位プログラムリーダー並びにグローバル教育院の学位プログラムリーダーに係る規定の適用については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2.1.23法人規則4号）

- 1 この法人規則は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第42条及び第43条の規定 令和元年12月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令2.3.26法人規則23号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。
- （住居手当に関する経過措置）
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において支給を受けていた住居手当の月額（以下「改正前の手当額」という。）が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものの住居手当の月額は、改正後の第31条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間、改正前の手当額から2,000円を控除した額とする。
- (1) 改正後の第31条の表に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 改正前の手当額と改正後の第31条の規定により算出した住居手当の月額との差額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令 3. 3. 18 法人規則 8 号）

この法人規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 12. 23 法人規則 23 号）

この法人規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 24 法人規則 27 号）

この法人規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条の 2 の改正規定は、同年 3 月 24 日から施行し、同年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令 4. 6. 23 法人規則 44 号）

この法人規則は、令和 4 年 6 月 23 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 4. 12. 22 法人規則 64 号）

この法人規則は、令和 4 年 12 月 22 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の規定は、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令 5. 3. 23 法人規則 18 号）

この法人規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 27 法人規則 41 号）

この法人規則は、令和 5 年 7 月 27 日から施行し、この法人規則による改正後の第 43 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6. 1. 25 法人規則 10 号）

- 1 この法人規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規規則」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 16 年法人規則第 18 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（令 6. 3. 28 法人規則 38 号）

この法人規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の第 2 条及び第 7 条中並びに第 38 条の 10 の看護補助者手当に係る改正規定は、同年 3 月 28 日から施行し、同年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令 7. 3. 27 法人規則 14 号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項ただし書に規定する附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基本年俸である職員（以下「基本年俸職員」という。）であって、次のいずれかに該当する者の給与に関する事項については、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 国立大学法人筑波大学大学教員のテニユアトラック制に関する規程(平成19年法人規程第8号)により雇用される助教

(2) 外国語教育等を担当する外国人教員のうち基本年俸職員となることが適切であると学長が認めた者

(号俸の切替え)

3 施行日の前日において、旧規則別表第1から別表第5までの俸給表又は別表第7の2の年俸基本給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

ア 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2

23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			

64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						

105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20

29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61

70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1

15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9

56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	

97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

エ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1

17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	

58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			

99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

オ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6

23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	

64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			

105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

カ 年俸基本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1

17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10

58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	

99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

(管理監督職勤務上限年齢制における俸給月額差額相当額に係る特例)

- 4 前項の規定により号俸の切替えをされた職員のうち、施行日に新たに附則第16項の俸給月額差額相当額を俸給月額として支給されるものに係る同項の規定の適用については、同項中「降任日の前日に当該職員が受けていた俸給月額」とあるのは「令和7年4月1日に号俸の切替えにより受けることとなる号俸に対応する俸給月額」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 5 令和7年度における扶養親族の対象者及び手当額については、新規則第28条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手当額
第1号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円、一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、支給しない。)
第3号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号	重度心身障害者(心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度であるものをいう。)	
第6号	配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)	3,000円(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級)

	む。)	以上であるもの、教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び年俸基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、支給しない。）
--	-----	---

（通勤手当に関する経過措置）

- 6 施行日前から引き続き職員（1か月当たりの運賃等相当額、自動車等の利用に係る額及び1か月当たりの特別料金等に相当する額の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち、旧規則第32条第2項による通勤手当（旧規則第32条第2項第1号又は第3号による1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合であつて、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、1か月当たりの運賃等相当額及び自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給期間を1か月とする通勤手当として支給する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 新規則第33条の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号俸	俸給月額 円								
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
137		278,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3 教育職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,700	337,000	394,100	435,200	
40	283,800	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
45	288,300	340,500	400,800	440,100	
46	289,300	341,000	401,800	441,000	
47	290,200	341,500	402,800	442,000	
48	291,100	341,900	403,700	442,900	
49	292,100	342,300	404,900	443,800	
50	292,600	342,700	406,300	444,700	
51	293,100	343,100	407,700	445,700	
52	293,700	343,500	409,100	446,600	
53	294,200	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,000	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	304,000	353,600	424,300	462,100	
78	304,400	354,100	424,600	462,400	
79	304,800	354,600	425,000	462,700	
80	305,200	355,100	425,300	463,000	
81	305,500	355,600	425,600	463,300	
82	305,900	356,300	426,000	463,800	
83	306,300	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,600	360,600	428,100		
90	309,000	361,000	428,400		
91	309,400	361,400	428,700		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
92	309,800	361,800	429,000		
93	310,200	362,200	429,300		
94	310,700	362,600	429,600		
95	311,200	363,100	429,900		
96	311,600	363,500	430,200		
97	311,800	364,100	430,500		
98	312,200	364,600	430,800		
99	312,600	365,000	431,100		
100	313,000	365,500	431,400		
101	313,200	365,900	431,700		
102	313,600	366,400	432,000		
103	313,900	366,700	432,300		
104	314,400	367,100	432,600		
105	314,800	367,600	432,800		
106	315,100	368,000			
107	315,400	368,500			
108	315,700	369,000			
109	315,900	369,400			
110	316,200	369,900			
111	316,600	370,300			
112	317,000	370,700			
113	317,300	371,100			
114	317,700	371,500			
115	318,000	371,900			
116	318,300	372,300			
117	318,600	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第4 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額 円						
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考

この表は、附属病院に勤務する医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）
 その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第5 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額 円						
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考

この表は、附属病院に勤務する看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 指定職員俸給表（第11条関係）

号俸	俸給月額
1	706,000 円
2	761,000
3	818,000

備考

この表は、任命権者が指定する職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000

35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000
40	11,280,000	940,000
41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

備考

この表は、基本年俸職員に適用する。ただし、特定業務遂行職員のうち特別研究員（PD）、特別研究員（RPD）及び特別研究員（CPD）については、次の表を適用する。

職の区分	基本年俸	基本月額
特別研究員（PD）	4,344,000	362,000
特別研究員（RPD）		
特別研究員（CPD）	5,352,000	446,000

別表第7の2 年俸基本給表（第11条の3関係）

職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
	年俸基本給 円	基幹月額 円								
1	2,613,600	217,800	3,136,800	261,400	4,083,600	340,300	4,723,200	393,600	5,592,000	466,000
2	2,643,600	220,300	3,163,200	263,600	4,102,800	341,900	4,743,600	395,300	5,690,400	474,200
3	2,672,400	222,700	3,188,400	265,700	4,122,000	343,500	4,760,400	396,700	5,791,200	482,600
4	2,701,200	225,100	3,211,200	267,600	4,140,000	345,000	4,776,000	398,000	5,889,600	490,800
5	2,730,000	227,500	3,232,800	269,400	4,158,000	346,500	4,790,400	399,200	5,984,400	498,700
6	2,758,800	229,900	3,250,800	270,900	4,177,200	348,100	4,802,400	400,200	6,074,400	506,200
7	2,788,800	232,400	3,268,800	272,400	4,196,400	349,700	4,814,400	401,200	6,162,000	513,500
8	2,817,600	234,800	3,286,800	273,900	4,215,600	351,300	4,826,400	402,200	6,246,000	520,500
9	2,847,600	237,300	3,308,400	275,700	4,232,400	352,700	4,837,200	403,100	6,322,800	526,900
10	2,869,200	239,100	3,332,400	277,700	4,256,400	354,700	4,850,400	404,200	6,387,600	532,300
11	2,890,800	240,900	3,356,400	279,700	4,280,400	356,700	4,863,600	405,300	6,445,200	537,100
12	2,912,400	242,700	3,380,400	281,700	4,304,400	358,700	4,876,800	406,400	6,498,000	541,500
13	2,931,600	244,300	3,404,400	283,700	4,326,000	360,500	4,890,000	407,500	6,536,400	544,700
14	2,950,800	245,900	3,430,800	285,900	4,345,200	362,100	4,903,200	408,600	6,571,200	547,600
15	2,970,000	247,500	3,456,000	288,000	4,364,400	363,700	4,916,400	409,700	6,604,800	550,400
16	2,988,000	249,000	3,481,200	290,100	4,383,600	365,300	4,929,600	410,800	6,633,600	552,800
17	3,006,000	250,500	3,504,000	292,000	4,399,200	366,600	4,942,800	411,900	6,657,600	554,800
18	3,022,800	251,900	3,536,400	294,700	4,417,200	368,100	4,956,000	413,000		
19	3,038,400	253,200	3,568,800	297,400	4,434,000	369,500	4,969,200	414,100		
20	3,055,200	254,600	3,600,000	300,000	4,449,600	370,800	4,983,600	415,300		
21	3,072,000	256,000	3,631,200	302,600	4,465,200	372,100	4,995,600	416,300		
22	3,090,000	257,500	3,660,000	305,000	4,479,600	373,300	5,008,800	417,400		
23	3,108,000	259,000	3,688,800	307,400	4,494,000	374,500	5,022,000	418,500		
24	3,126,000	260,500	3,715,200	309,600	4,507,200	375,600	5,036,400	419,700		
25	3,144,000	262,000	3,741,600	311,800	4,520,400	376,700	5,047,200	420,600		
26	3,164,400	263,700	3,765,600	313,800	4,537,200	378,100	5,060,400	421,700		
27	3,184,800	265,400	3,789,600	315,800	4,552,800	379,400	5,073,600	422,800		
28	3,205,200	267,100	3,813,600	317,800	4,568,400	380,700	5,085,600	423,800		
29	3,223,200	268,600	3,837,600	319,800	4,584,000	382,000	5,097,600	424,800		
30	3,246,000	270,500	3,860,400	321,700	4,599,600	383,300	5,110,800	425,900		
31	3,268,800	272,400	3,883,200	323,600	4,615,200	384,600	5,124,000	427,000		
32	3,291,600	274,300	3,906,000	325,500	4,630,800	385,900	5,137,200	428,100		
33	3,313,200	276,100	3,927,600	327,300	4,646,400	387,200	5,149,200	429,100		
34	3,327,600	277,300	3,950,400	329,200	4,660,800	388,400	5,163,600	430,300		
35	3,342,000	278,500	3,973,200	331,100	4,675,200	389,600	5,178,000	431,500		
36	3,355,200	279,600	3,996,000	333,000	4,688,400	390,700	5,192,400	432,700		
37	3,367,200	280,600	4,016,400	334,700	4,701,600	391,800	5,200,800	433,400		
38	3,379,200	281,600	4,030,800	335,900	4,716,000	393,000	5,211,600	434,300		
39	3,392,400	282,700	4,044,000	337,000	4,729,200	394,100	5,222,400	435,200		
40	3,405,600	283,800	4,057,200	338,100	4,742,400	395,200	5,232,000	436,000		
41	3,415,200	284,600	4,064,400	338,700	4,755,600	396,300	5,241,600	436,800		
42	3,428,400	285,700	4,069,200	339,100	4,770,000	397,500	5,252,400	437,700		
43	3,441,600	286,800	4,074,000	339,500	4,784,400	398,700	5,263,200	438,600		
44	3,452,400	287,700	4,078,800	339,900	4,797,600	399,800	5,272,800	439,400		

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	号俸	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円	基幹月額 円	年俸基本給 円
45	3,459,600	288,300	4,086,000	340,500	4,809,600	400,800	5,281,200	440,100		
46	3,471,600	289,300	4,092,000	341,000	4,821,600	401,800	5,292,000	441,000		
47	3,482,400	290,200	4,098,000	341,500	4,833,600	402,800	5,304,000	442,000		
48	3,493,200	291,100	4,102,800	341,900	4,844,400	403,700	5,314,800	442,900		
49	3,505,200	292,100	4,107,600	342,300	4,858,800	404,900	5,325,600	443,800		
50	3,511,200	292,600	4,112,400	342,700	4,875,600	406,300	5,336,400	444,700		
51	3,517,200	293,100	4,117,200	343,100	4,892,400	407,700	5,348,400	445,700		
52	3,524,400	293,700	4,122,000	343,500	4,909,200	409,100	5,359,200	446,600		
53	3,530,400	294,200	4,126,800	343,900	4,918,800	409,900	5,371,200	447,600		
54	3,536,400	294,700	4,131,600	344,300	4,930,800	410,900	5,383,200	448,600		
55	3,540,000	295,000	4,136,400	344,700	4,942,800	411,900	5,394,000	449,500		
56	3,544,800	295,400	4,141,200	345,100	4,956,000	413,000	5,406,000	450,500		
57	3,549,600	295,800	4,146,000	345,500	4,966,800	413,900	5,416,800	451,400		
58	3,555,600	296,300	4,150,800	345,900	4,976,400	414,700	5,427,600	452,300		
59	3,561,600	296,800	4,155,600	346,300	4,986,000	415,500	5,438,400	453,200		
60	3,566,400	297,200	4,160,400	346,700	4,994,400	416,200	5,450,400	454,200		
61	3,571,200	297,600	4,165,200	347,100	5,002,800	416,900	5,460,000	455,000		
62	3,576,000	298,000	4,170,000	347,500	5,013,600	417,800	5,464,800	455,400		
63	3,580,800	298,400	4,174,800	347,900	5,023,200	418,600	5,472,000	456,000		
64	3,585,600	298,800	4,179,600	348,300	5,030,400	419,200	5,479,200	456,600		
65	3,590,400	299,200	4,184,400	348,700	5,037,600	419,800	5,487,600	457,300		
66	3,595,200	299,600	4,189,200	349,100	5,043,600	420,300	5,496,000	458,000		
67	3,600,000	300,000	4,194,000	349,500	5,048,400	420,700	5,499,600	458,300		
68	3,604,800	300,400	4,198,800	349,900	5,053,200	421,100	5,506,800	458,900		
69	3,609,600	300,800	4,203,600	350,300	5,056,800	421,400	5,511,600	459,300		
70	3,614,400	301,200	4,209,600	350,800	5,061,600	421,800	5,516,400	459,700		
71	3,619,200	301,600	4,214,400	351,200	5,065,200	422,100	5,521,200	460,100		
72	3,624,000	302,000	4,219,200	351,600	5,070,000	422,500	5,524,800	460,400		
73	3,628,800	302,400	4,222,800	351,900	5,073,600	422,800	5,528,400	460,700		
74	3,633,600	302,800	4,228,800	352,400	5,078,400	423,200	5,532,000	461,000		
75	3,638,400	303,200	4,233,600	352,800	5,083,200	423,600	5,538,000	461,500		
76	3,643,200	303,600	4,238,400	353,200	5,088,000	424,000	5,541,600	461,800		
77	3,648,000	304,000	4,243,200	353,600	5,091,600	424,300	5,545,200	462,100		
78	3,652,800	304,400	4,249,200	354,100	5,095,200	424,600	5,548,800	462,400		
79	3,657,600	304,800	4,255,200	354,600	5,100,000	425,000	5,552,400	462,700		
80	3,662,400	305,200	4,261,200	355,100	5,103,600	425,300	5,556,000	463,000		
81	3,666,000	305,500	4,267,200	355,600	5,107,200	425,600	5,559,600	463,300		
82	3,670,800	305,900	4,275,600	356,300	5,112,000	426,000	5,565,600	463,800		
83	3,675,600	306,300	4,284,000	357,000	5,115,600	426,300	5,569,200	464,100		
84	3,679,200	306,600	4,292,400	357,700	5,119,200	426,600	5,572,800	464,400		
85	3,682,800	306,900	4,299,600	358,300	5,122,800	426,900	5,576,400	464,700		
86	3,687,600	307,300	4,306,800	358,900	5,126,400	427,200				
87	3,692,400	307,700	4,314,000	359,500	5,130,000	427,500				
88	3,697,200	308,100	4,321,200	360,100	5,133,600	427,800				
89	3,703,200	308,600	4,327,200	360,600	5,137,200	428,100				
90	3,708,000	309,000	4,332,000	361,000	5,140,800	428,400				

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	年俸基本給 円	基幹月額 円								
91	3,712,800	309,400	4,336,800	361,400	5,144,400	428,700				
92	3,717,600	309,800	4,341,600	361,800	5,148,000	429,000				
93	3,722,400	310,200	4,346,400	362,200	5,151,600	429,300				
94	3,728,400	310,700	4,351,200	362,600	5,155,200	429,600				
95	3,734,400	311,200	4,357,200	363,100	5,158,800	429,900				
96	3,739,200	311,600	4,362,000	363,500	5,162,400	430,200				
97	3,741,600	311,800	4,369,200	364,100	5,166,000	430,500				
98	3,746,400	312,200	4,375,200	364,600	5,169,600	430,800				
99	3,751,200	312,600	4,380,000	365,000	5,173,200	431,100				
100	3,756,000	313,000	4,386,000	365,500	5,176,800	431,400				
101	3,758,400	313,200	4,390,800	365,900	5,180,400	431,700				
102	3,763,200	313,600	4,396,800	366,400	5,184,000	432,000				
103	3,766,800	313,900	4,400,400	366,700	5,187,600	432,300				
104	3,772,800	314,400	4,405,200	367,100	5,191,200	432,600				
105	3,777,600	314,800	4,411,200	367,600	5,193,600	432,800				
106	3,781,200	315,100	4,416,000	368,000						
107	3,784,800	315,400	4,422,000	368,500						
108	3,788,400	315,700	4,428,000	369,000						
109	3,790,800	315,900	4,432,800	369,400						
110	3,794,400	316,200	4,438,800	369,900						
111	3,799,200	316,600	4,443,600	370,300						
112	3,804,000	317,000	4,448,400	370,700						
113	3,807,600	317,300	4,453,200	371,100						
114	3,812,400	317,700	4,458,000	371,500						
115	3,816,000	318,000	4,462,800	371,900						
116	3,819,600	318,300	4,467,600	372,300						
117	3,823,200	318,600	4,472,400	372,700						
118	3,828,000	319,000	4,477,200	373,100						
119	3,832,800	319,400	4,482,000	373,500						
120	3,837,600	319,800	4,486,800	373,900						
121	3,840,000	320,000	4,490,400	374,200						
122	3,842,400	320,200	4,495,200	374,600						
123	3,844,800	320,400	4,501,200	375,100						
124	3,848,400	320,700	4,504,800	375,400						
125	3,852,000	321,000	4,509,600	375,800						
126	3,854,400	321,200	4,515,600	376,300						
127	3,858,000	321,500	4,521,600	376,800						
128	3,861,600	321,800	4,526,400	377,200						
129	3,865,200	322,100	4,531,200	377,600						
130	3,868,800	322,400	4,537,200	378,100						
131	3,873,600	322,800	4,543,200	378,600						
132	3,876,000	323,000	4,549,200	379,100						
133	3,878,400	323,200	4,555,200	379,600						
134	3,882,000	323,500	4,561,200	380,100						
135	3,885,600	323,800	4,567,200	380,600						
136	3,888,000	324,000	4,573,200	381,100						

職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	年俸基本給 円	基幹月額 円								
137	3,891,600	324,300	4,579,200	381,600						
138	3,894,000	324,500	4,585,200	382,100						
139	3,897,600	324,800	4,591,200	382,600						
140	3,901,200	325,100	4,597,200	383,100						
141	3,904,800	325,400	4,603,200	383,600						
142	3,909,600	325,800								
143	3,914,400	326,200								
144	3,919,200	326,600								
145	3,921,600	326,800								
146	3,926,400	327,200								
147	3,930,000	327,500								
148	3,934,800	327,900								
149	3,937,200	328,100								
150	3,942,000	328,500								
151	3,945,600	328,800								
152	3,950,400	329,200								
153	3,952,800	329,400								
154	3,957,600	329,800								
155	3,962,400	330,200								
156	3,967,200	330,600								
157	3,969,600	330,800								

備考

この表は、大学の教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第8（第22条関係）

区分	職員	調整数
一 大学院	(1) 教授、准教授、講師、助教、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教で原則として学群及び大学院の授業を常時担当するもの（以下「大学院等担当教員」という。）のうち、大学院の博士課程を担当する者で大学院博士課程（後期）（前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあつては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあつては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間）を担当する教員	2
	(2) 大学院等担当教員（(1)に掲げる者を除く。）	1
二 附属病院	(1) 結核患者を専ら収容する病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神神経科病棟病患者を専ら収容する病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。）、看護師及び准看護師	2
	(3) 結核病患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする職員	2
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手	2
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来の患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	2
	(6) 高度救命救急センターと連携する主に集中治療を必要とする患者が入院している病棟（ICU）、手術部、総合周産期母子医療センターと連携する新生児特定集中治療室（以下「NICU」という。）又は高度救命救急センター（外来）に勤務する医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員	2
	(7) 総合周産期母子医療センター又は高度救命救急センターと連携する病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする職員	1
	(8) 急性期ケアを必要とする重症患者が入院している病棟（ICU）、主に小児患者が入院している病棟（小児総合医療センター）又は総合周産期母子医療センターと連携する病棟（NICUは除く。）に勤務する医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員	1
	(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員で受付その他の窓口業務を担当することを命ぜられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする職員	1

	(10) 医療支援課の職員で、患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする職員	1
三 陽子線医学利用研究センター	放射線発生装置、高エネルギービーム輸送装置、回転ガントリー照射装置、基礎研究照射用ビームポートの運転及び保守又はこれらを使用して行う陽子線によるがん治療技術の開発に関する研究、陽子線治療用設備の開発に関する研究、陽子線照射技術の開発に関する研究及び医用加速器の開発研究の業務に直接従事することを本務とする職員	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（一）俸給表

年俸基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

オ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第10（第24条関係）

	職種	職務の級	管理職手当額
大学本部	つくば臨床医学研究開発機構長		30,000円
附属病院	副病院長、薬剤部長		40,000円
	陽子線医学利用研究センター長		30,000円
	一貫制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は区分制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー		40,000円
	修士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士前期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、博士後期課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー、3年制博士課程の専攻長若しくは学位プログラムリーダー又は専門職学位課程の専攻長		20,000円
	病院総務部長	8級	94,000円
		7級	88,500円
	病院総務部の課長	6級	72,700円
		5級	69,400円
	看護部長		88,300円
副看護部長		59,200円	

備考

- この表の職種に対応する職務の級が掲げられていない場合又は新たに管理職手当を受けることとなった場合の管理職手当の額は、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。
- 異動又は採用となった者のうち、当該異動又は採用前に管理職手当の支給を受けていた職員又は管理職手当相当の手当の支給を受けていた者の管理職手当の額については、当該異動前の管理職手当又は採用前の管理職手当相当の手当の額との権衡上必要と認められる場合には、当分の間、任命権者が別に決定するものとする。

別表第11 (第27条関係)

期間の区分	額 (円)
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000
26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300
31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200
(備考)	この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用又は異動の日以後の期間から法人規程に定める期間を除いた期間を示す。

別表第12（第41条関係）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員（一） 俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員（二） 俸給表	5級	100分の10
	4級、3級	100分の5
	3級（労務職員（乙）に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。）	100分の5
教育職員（一） 俸給表	5級	100分の15（法人規程に定める職員にあつては100分の20）
	4級、3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち法人規程に定める職員にあつては100分の15）
	2級（基準日現在2級29号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（一） 俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（二） 俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。）	100分の5

別表第13（第41条関係）

職種	加算割合
病院総務部長	100分の15
看護部長	100分の15

別表第14 年俸制教員業績給表(第43条の4関係)

号	年額	基本月額
1	60,000	5,000
2	120,000	10,000
3	180,000	15,000
4	240,000	20,000
5	300,000	25,000
6	360,000	30,000
7	420,000	35,000
8	480,000	40,000
9	540,000	45,000
10	600,000	50,000
11	660,000	55,000
12	720,000	60,000
13	780,000	65,000
14	840,000	70,000
15	900,000	75,000
16	960,000	80,000
17	1,020,000	85,000
18	1,080,000	90,000
19	1,140,000	95,000
20	1,200,000	100,000
21	1,260,000	105,000
22	1,320,000	110,000
23	1,380,000	115,000
24	1,440,000	120,000
25	1,500,000	125,000
26	1,560,000	130,000
27	1,620,000	135,000
28	1,680,000	140,000
29	1,740,000	145,000
30	1,800,000	150,000
31	1,860,000	155,000

32	1,920,000	160,000
33	1,980,000	165,000
34	2,040,000	170,000
35	2,100,000	175,000
36	2,160,000	180,000
37	2,220,000	185,000
38	2,280,000	190,000
39	2,340,000	195,000
40	2,400,000	200,000
41	2,460,000	205,000
42	2,520,000	210,000
43	2,580,000	215,000
44	2,640,000	220,000
45	2,700,000	225,000
46	2,760,000	230,000
47	2,820,000	235,000
48	2,880,000	240,000
49	2,940,000	245,000
50	3,000,000	250,000

別表第15 年俸制教員特別手当表(第43条の6関係)

区分	手当額(円)
I	1,000,000
II	500,000